

## 地球温暖化に関する国内外の動向

## 1. 国際動向

地球温暖化への対応は世界共通の課題であり、平成 4（1992）年の気候変動枠組条約の採択以降、国際的な取組みが進められています。

最近の動きでは、平成 27（2015）年の COP21 において、平成 32（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、翌年発効しています。また、国際社会全体の目標として平成 27（2015）年に採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）では、17 の目標のうち「気候変動への対処」など環境に関する目標も重要な位置づけとなっており、先進国を含む国際社会全体が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

## (1) 京都議定書発効までの動き

年	動 向
1992（平成 4）年	○ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。
1994（平成 6）年	○「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効しました。
1997（平成 9）年	○京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で、先進国における温室効果ガス排出削減目標等を定めた「京都議定書」が採択されました。
2005（平成 17）年	○「京都議定書」が発効しました。この中で日本は、温室効果ガスの排出量を第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）に、基準年である 1990（平成 2）年（ただし、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）および六フッ化硫黄（SF6）については 1995（平成 7）年）から 6%削減することが義務付けられました。

## (2) ポスト京都議定書をめぐる動き

年	動 向
2009（平成 21）年	○デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、先進国における削減目標や途上国における削減行動の提出などを盛り込んだコペンハーゲン合意への留意が決定されました。
2010（平成 22）年	○メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）では、コペンハーゲン合意が正式に COP 決定の形で採択され、工業化以前に比べ気温上昇を 2℃以内に抑えるとの観点から、2050（平成 62）年までの世界規模の大幅排出削減や、途上国支援を強化するための枠組みなどを定めたカンクン合意が採択されました。

年	動 向
2011 (平成 23) 年	○南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) では、将来の枠組みに関し、法的文書を作成するための新しいプロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を設置し、遅くとも 2015 (平成 27) 年中に作業を終えて、新たな枠組みを 2020 (平成 32) 年から発効させるなどのダーバン合意が採択されました。また、京都議定書の第二約束期間の設定に向けて合意されたものの、日本やロシアなどは不参加となりました。
2012 (平成 24) 年	○カタールのドーハで開催された気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP18) では、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の作業計画や京都議定書の改正などの一連の決定が「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択されました。
2014 (平成 26) 年	○IPCC 第 5 次評価報告書 (統合報告書) がまとめられました。20 世紀半ば以降の地球温暖化の主な要因は、人間活動にあった可能性が極めて高いとし、気温の上昇を 2 度以内に抑えるには、世界全体で温室効果ガス排出量を 2050 年に 40～70%削減 (2010 年比) する必要があることを報告しています。
2015 (平成 27) 年	○パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、京都議定書に代わる 2020 年以降の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。
2016 (平成 28) 年	○世界の温室効果ガス総排出量の 55%を占める 55 か国による締結という発効要件を満たし「パリ協定」が発効しました。

## 2. 国内動向

我が国では、「京都議定書」以来、具体的な数値目標のもとで温暖化対策に取り組んでいます。

近年では温室効果ガスの排出削減及び吸収の取り組みを進める「緩和策」だけでなく、既に顕在化しつつある気候変動の影響に対して、被害を回避または低減すべく備える「適応策」についても方向性が示されました。

### (1) 国における動き

年	動 向
1998 (平成 10) 年	○「地球温暖化対策推進大綱」が決定されるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (以下「温対法」という。) が制定されました。
2005 (平成 17) 年	○京都議定書で課せられた温室効果ガス排出量の 6%削減という目標を確実に達成するために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」を策定しました。また、温対法が改正され、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対する温室効果ガスの排出量の算定や報告の義務化などを規定した「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」が新たに導入されました。

年	動 向
2008 (平成 20) 年	<p>○温対法が改正され、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。</p> <p>○「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、2050 (平成 62) 年までに温室効果ガスの排出量を現状から 60～80%削減する目標を掲げました。</p>
2010 (平成 22) 年	<p>○すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを 2020 (平成 32) 年までに 1990 (平成 2) 年比で 25%削減するとの目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。</p> <p>○地球温暖化対策に関しての基本原則や温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を閣議決定し、国会に提出しました。同法案は一旦廃案となりましたが、同年 10 月に再度閣議決定し、国会に提出した後、継続審議となりました。(2012 (平成 24) 年 11 月に衆議院の解散により廃案となりました。)</p> <p>○中長期目標を実現するための対策・施策の具体的な姿や経済効果等を提示するため、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ (環境大臣試案)」を発表しました。その後、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において議論を行い、同年 12 月には、これまでの検討の内容を取りまとめた「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿 (中長期ロードマップ) (中間整理)」を同審議会地球環境部会に報告しました。</p>
2011 (平成 23) 年	<p>○東日本大震災を契機に、現行のエネルギー基本計画をゼロベースで見直し、新たなエネルギーミックスとその実現のための方策を含む新しい計画についての議論が進められることとなりました。</p> <p>○「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、2012 (平成 24) 年 7 月からスタートしました。</p>
2012 (平成 24) 年	<p>○「租税特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が施行されました。</p> <p>○「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立し、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置などが定められました。</p> <p>○エネルギー・環境会議において「革新的エネルギー・環境戦略」が決定され、「今後のエネルギー・環境政策について」が閣議決定されました。</p>

年	動 向
2013 (平成 25) 年	○2009 (平成 21) 年に表明した 2020 年 (平成 32) 年の目標「1990 (平成 2) 年比で 25%削減」を撤回し、新たな目標「2005 (平成 17) 年度比で 3.8%削減」を表明しました。
2014 (平成 26) 年	○第 4 次エネルギー基本計画が策定され、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針のもと、多様なエネルギーの活用の方向性などが定められました。
2015 (平成 27) 年	○電源構成中の再生可能エネルギーの比率を 22～24%とする長期エネルギー需給見通しが示されました。 ○我が国の温室効果ガスの削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 (平成 42) 年度に 2013 (平成 25) 年度比 26.0%減 (2005 (平成 17) 年度比 25.4%減) の水準とする約束草案を定め、国連に提出しました。 ○26%削減目標の達成に向け、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新しい国民運動として、「COOL CHOICE」に取り組む方針が示されました。 ○気候の変化と影響に備える対策として「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。
2016 (平成 28) 年	○パリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標 (2013 年度比 26.0%減) を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定されました。 ○電力小売全面自由化が始まり、家庭や事業所など全ての消費者が、電力会社を自由に選べるようになりました。

バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。例えば、木材、生ごみ、廃食油、下水汚泥などがあります。

#### 『COOL CHOICE』国民運動について

「COOL CHOICE(クールチョイス)」とは、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという我が国の目標を達成するために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

政府では、統一ロゴマークを設定するなどして、低炭素な製品やサービス、行動について広く国民への呼びかけを行っています。